
任期付職員募集（東北地方環境事務所（復興関係業務、自然環境整備業務、地熱発電等調整専門官）、十和田八幡平国立公園管理事務所、宮古自然保護官事務所、裏磐梯自然保護官事務所）

1. 採用機関（及び採用予定人数）

(1)	環境省東北地方環境事務所	10名程度
(2)	" 十和田八幡平国立公園管理事務所	3名程度
(3)	" 宮古自然保護官事務所	1名
(4)	" 裏磐梯自然保護官事務所	1名程度

2. 勤務地

(1)	東北地方環境事務所
	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F
(2)	十和田八幡平国立公園管理事務所
	青森県十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486番地
(3)	宮古自然保護官事務所
	岩手県宮古市日立浜町11-30
(4)	裏磐梯自然保護官事務所
	福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯1093

3. 公募の内容

任期を定めのある環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 職務の内容

（1）指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）

東日本大震災の震災の発生以降、環境省が取り組む放射性物質による環境汚染への対応や汚染された災害廃棄物の処理等の処理を加速し、一日も早い復興を目指すための業務に従事します。東北地方環境事務所に勤務します。

- a. 指定廃棄物の指定及び指定の取消しに係る申請対応並びに立入検査
- b. 指定廃棄物の処理に関連する地元調整、環境影響調査計画及び収集運搬計画
- c. 指定廃棄物の処理に関連する工事や役務等の発注
- d. 放射線モニタリングデータの提供に係る関係機関との連絡調整及び緊急時対応
- e. 放射線モニタリングデータの提供に係る機器及びシステムの管理・運用
- f. 指定廃棄物の処理等に関連する行政財産の取得及び管理等に関する業務

（2）自然環境整備課課長補佐

国立公園における公園事業並びに自然環境保全地域及び国指定鳥獣保護区等における保全事業に係る施設整備に関する業務等に従事します。東北地方環境事務所に勤務します。

- a. 施設の整備及び改修に係る用地補償、調査設計、工事の監督検査、これら事業の執行のための契約等の業務
- b. 施設の設計、施工に係る技術的事項についての情報収集・整理のための業務
- c. 上記 a、b に必要な連絡・調整や関係者の会議・運営等

（3）地熱発電等調整専門官

東北地方環境事務所に勤務し、主に国立公園における以下の業務に従事します。

- a. 地域と共生した地熱発電の推進に関する業務（温泉モニタリングによる科学的データの収集含む）
- b. 地域と共生した温泉熱利活用の推進に関する業務
- c. 地熱発電・温泉熱利活用に係る法規制の調整等に関する業務
- d. 上記の業務に必要な情報収集、調査、計画策定、企画立案、書類作成、連絡調整、会議開催・運営に関する業務等

（4）利用拠点再生専門官

国立公園における集団施設地区の廃屋撤去や利用拠点の再生に係る業務等に従事します。勤務地は十和田八幡平国立公園管理事務所に勤務します（場合により、東北地方環境事務所での勤務となることがあります）。

- a. 十和田八幡平国立公園休屋集団施設地区内における廃屋対策（国有財産管理、訴訟関係、用地取得、建物撤去、跡地利活用に係る業務等）のための業務
- b. 上記aに必要な情報収集、調査、計画策定、企画立案、書類作成、連絡・調整、関係者による会議・運営等
- c. その他、必要に応じて東北地方環境事務所が所掌する国立公園の利用施設の整備及び改修に係る用地補償等に係る用地補償等に関する業務

（5）国立公園利用企画官 又は 国立公園管理官（利用担当）

十和田八幡平国立公園管理事務所、宮古自然保護官事務所又は裏磐梯自然保護官事務所に勤務し、主に国立公園満喫プロジェクトの実施に関する業務のうち、外国人観光客を含む公園利用者を増加させるとともに利用環境を向上させるため、関係者間の調整や国立公園利用のプロモーションに関する業務等に従事します。

具体的には、以下の業務に従事します。

- a. 国内外に向けた国立公園利用のコンテンツづくりや受け入れ体制構築に向けた地域づくり、プロモーション業務
- b. ビジターセンター、休憩所等の施設について、利用者のニーズに応えた活用方策を検討・実施するための業務
- c. 国立公園等における自然とのふれあい推進に関する検討・実施に関する業務（利用者指導、イベント開催、情報発信・普及啓発、直轄施設の維持管理、利用環境の保全等）
- d. 国立公園の利用増進に必要な地域資源に関する調査、管理方策の検討・実施に関する業務
- e. 上記a～dに必要な企画・立案、関連情報の収集・分析、関係機関等との連絡調整、会議への参加・運営等の業務、その他上記に関連する業務で、必要に応じて所長が指示する業務（資料作成、関係者へのヒアリング、データのとりまとめ等）等

5. 求める人材

※4. 職務の内容（1）～（5）に掲げる職務の内容に応じた 5. 求める人材（1）～（5）に掲げる各職務の要件及び（6）共通の要件 を満たすこと。

※ 複数の職務に応募する場合には、それぞれの職務の要件を満たすこと。

(1) 指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）

次のいずれかの業務に通算4年以上従事した経験を有していること。

- a. 廃棄物処理の事業計画策定やプロジェクト管理等に関する業務
- b. 施設整備等に必要な地元同意を得るための事前調整や住民説明に関する業務
- c. 土木・建築工事や役務の仕様作成（設計）・積算・発注・契約・管理に関する業務
- d. 廃棄物その他物資等の運搬・輸送計画の作成に関する業務
- e. 放射線モニタリングをはじめとする環境情報等のデータの監視・提供に関する業務
- f. 情報処理端末の管理・更新、ネットワークシステムの保守・運用等のサービスを提供に関する業務
- g. 施設整備等のための用地取得等、又は財産の管理に関する業務

(2) 自然環境整備課課長補佐

以下を満たす者。

土木、造園、建築等の工事の設計及び施工に関する5年以上の実務経験を有すること（用地補償・測量調査・設計積算までの業務及び工事監理・検査並びに施設管理を一貫してできることが望ましい）。

また、企業等における会計事務手続きについて精通していることがより望ましい。

(3) 地熱発電等調整専門官

以下のa～cを満たす者。

- a. 再生可能エネルギー（地熱資源及び温泉資源に関するものが望ましい）を活用した事業や地域づくりに係る企画立案や自然環境等との共生に関する調整、これらの関係者間の合意形成などに関連した業務に従事した経験を4年以上有すること。
- b. 大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は7年以上）を有すること。
- c. 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有すること。

(4) 利用拠点再生専門官

以下のいずれかを満たすこと。

- a. 土地や建物に関する訴訟事務、強制執行手続き、用地補償、補償業務などに関する知見を有し、これらに関する4年以上の実務経験を有すること。
- b. 廃屋撤去や街並み再整備に関する知見を有し、これらに関する4年以上の実務経

験を有すること。

(5) 国立公園利用企画官 又は 国立公園管理官（利用担当）

以下の（ア）～（ウ）を満たす者。

（ア）以下のいずれかを満たすこと

- a. 広く観光業に関する営業、広報その他、国立公園の利用促進又はプロモーションに関する業務に4年以上従事した経験を有すること。
- b. 自然観光資源を活用した地域づくり、着地型観光商品の企画造成又は観光事業者等の関係者間の合意形成などに関する業務に4年以上従事した経験を有すること。
- c. 自然観察・解説、自然公園の利用者指導、環境教育、利用施設の維持管理その他、自然とのふれあいの推進に関する業務に4年以上従事した経験を有すること。

（イ）生物の多様性と生態系について、高校教科書程度の知識を有すること。

（ウ）大学卒業後7年以上、短大卒業後10年以上又は高等学校・中等教育学校卒業後12年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む）を有すること。

(6) 各業務共通の要件

- （ア）パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・一太郎・エクセル・パワーポイント等による文書等の作成などの事務能力を有すること。
- （イ）普通自動車の運転免許を有し、運転ができる（雪道の運転もできると望ましい）。
- （ウ）採用予定期間中、継続して勤務が可能なこと。
- （エ）出張（宿泊を伴う場合もある）が可能であること。
- （オ）地域住民や関係機関と協働でプロジェクトを遂行できるコミュニケーション能力を有すること。

6. 任用期間

(1) 指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）、地熱発電等調整専門官

・令和4年4月1日より令和7年3月31日までの3年間（予定）

(2) 自然環境整備課課長補佐、利用拠点再生専門官

・令和4年4月1日より令和6年3月31日までの2年間（予定）

(3) 国立公園利用企画官 又は 国立公園管理官

・国立公園利用企画官：令和4年4月1日より令和7年3月31日までの3年間（予定）

- ・ 国立公園管理官：令和4年4月1日より令和6年3月31日までの2年間（予定）
※採用時期は、前後する可能性があります。
-

7. 身分及び待遇

- ・ 国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。
 - ・ 債給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。
 - ・ 当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。
-

8. 応募資格

○上記「5. 求める人材」参照。

このほか、以下に該当する者は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
-

9. 応募期限

令和4年1月28日（金）必着のこと。

10. 選考方法

【第1次選考】

審査方法：書面審査（履歴書及び職務経歴書、小論文による書類審査）

※第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

【第2次選考】

審査方法：人物試験（面接試験）

※第2次選考の日時、場所等は第1次選考を通過した者に通知します。また、

第2次選考結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

場 所： 東北地方環境事務所

（宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎）

※新型コロナウイルス感染状況によっては、WEBによる面接となる可能性
もありますのでご了承ください。

11. 応募書類

（1）指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）、自然環境整備課課長補佐、利用拠点再生専門官

ア. 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書は、様式を問いません。履歴書には写真を貼付してください。

職務経歴書は、これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述してください。

イ. 小論文

下記テーマの方策を論じ、5. 求める人材（1）、（2）、（4）及び（6）で示すこれまでの経験を踏まえ、ご自身がどのような貢献ができるか具体的に記述してください。

※ 様式はA4判1枚あたり20×20文字又は40×40文字としてください。

○ 課題

（ア）指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）

- 「応募の動機及び自分自身が発揮できると考える能力について」又は「放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分に関し、国と地域との関係について思うこと」

のいずれか一つを選択して、1, 600字程度で論述すること。

(イ) 自然環境整備課課長補佐

- ・「環境省が国立公園において整備する公共施設の計画や施工に関する配慮事項」について、1, 600字程度で論述すること。

(ウ) 利用拠点再生専門官

- ・「自然公園等の公共的な利用拠点における廃屋対策、街なみ再整備と地域づくりのあり方について」について、1, 600字程度で論述すること。

(2) 地熱発電等調整専門官、国立公園利用企画官 又は 国立公園管理官

ア. 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書は、次の様式①、②を使用して作成してください。

- ・様式①履歴書 【氏名】.xlsx
- ・様式②職務経歴書 【氏名】.docx

※履歴書には写真を貼付し、連絡用に携帯電話及び電子メールアドレスを記載してください。

※書類に記載する年度は、すべて西暦か、西暦和暦併記のいずれかとしてください。

※複数の地方環境事務所への応募を認めているので、他に応募している地方環境事務所があれば記載してください。

※職務経歴書は、これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述してください。

イ. 小論文

下記テーマの方策を論じ、5. 求める人材（3）、（5）、（6）で示すこれまでの経験を踏まえ、ご自身がどのような貢献ができるか具体的に記述してください。

小論文は、次の様式③を使用して作成してください。

- ・様式③小論文 【氏名】.docx

○ 課題：

【地熱発電等調整専門官】

「4. 職務の内容」を踏まえ、今回の御応募の動機及び自身が発揮できると考える能力や知識、経験」について、1, 600字程度で論述すること。

【国立公園企画官 又は 国立公園管理官】

「国立公園などの自然観光資源を活用した①利用の推進、②地域の魅力向上、③国内外への普及啓発（①～③を自由選択）等に向けて、自身が貢献できること」について、800字程度で論述すること。

【応募書類作成に当たっての注意事項】

① 履歴書、職務経歴書関係

○11. (1) (2) に共通する事項

- ※ 国家資格等の取得があれば、資格名、取得年月日を記載してください。
- ※ 履歴書の希望欄等に採用希望の業務（4. 職務の内容の（1）～（5）のいずれか）を記載してください。なお、複数の業務を希望する場合は、同欄に希望順位を記載してください。

○11. (2) にのみ関する事項

- ※ 「地熱発電等調整専門官」、「国立公園利用企画官又は国立公園管理官」への応募などで、他の地方環境事務所への応募（併願）を行う場合は、その旨と希望する勤務地を応募書類に記載するともに、希望する地方環境事務所のメールアドレス宛に、それぞれの書類を電子メールで送付してください。

https://www.env.go.jp/guide/saiyo/cat_x2/index.html

- ※ 履歴書に記載した運転免許証（普通免許以上）（5. 求める人材.（6））、その他国家資格や外国語に関する資格等があれば、それを証するものや成績を示すもののコピーを添付してください。

② 小論文関係

- ※ 複数の業務を志望する場合は、各テーマについて作成してください。

③ その他

- ※ 応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、使用後は当方で処分させていただきますのでご了承願います。

12. 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間

- ・ 8時30分から17時15分まで又は9時15分から18時00分まで
(昼休みは12時から13時まで)。
- ・ 7時間45分／日（週38.75時間）、必要に応じ超過勤務を命ずることがあります。

(2) 休暇

- ・原則として土・日曜日及び祝日等の他、年次休暇、特別休暇（忌引等）があります。
なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

13. 応募書類提出先及び問い合わせ先

(1) 応募書類の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおりです。

ア. 応募書類の提出先

【郵送での提出先】

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

東北地方環境事務所 総務課

【電子メールでの提出先】

e-mail アドレス : THK_SAIYO@env.go.jp

イ. 問い合わせ先

- ・ 応募書類等に質問がある場合は、以下に連絡するようお願いします。

東北地方環境事務所総務課 職員採用担当

TEL 022-722-2870

e-mail アドレス : THK_SAIYO@env.go.jp

(2) 「11. 応募書類」に記載されている書類を以下の方法で、「9. 応募期限」までに必着で提出してください

ア. 指定廃棄物関係（課長補佐級、係長級）、自然環境整備課課長補佐、利用拠点再生専門官

応募書類は郵送提出又は電子メールで受け付けます。

(ア) 郵送する場合は、封筒に「**任期付き職員募集 (●●)**」と朱書きしてください。

(イ) 電子メールの場合は、タイトルに「**任期付職員募集 (●●)**」と記載してください。

(ウ) ●●には採用希望または第一志望の職務名に応じて、「**指定廃棄物関係**」、「**自然環境整備課**」または「**拠点再生専門官**」と記載してください。

イ. 地熱発電等調整専門官

- ・ 「地熱発電等調整専門官」への応募書類は電子メールで受け付けます（難しい場合は郵便も可）。

(ア) 電子メールで送付する場合

- ・ タイトルを「**任期付職員（地熱専門官）応募【氏名】**」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいたても受け付けられませんのでご注意ください。

- ・ 応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。

- ・ メール本文には、以下の項目のみ記載してください。

○ 氏名（よみがな）

○ 電話番号

(イ) 郵送する場合は、封筒に「**任期付職員（地熱専門官）応募**」と朱書きしてください。

ウ. 国立公園利用企画官 又は 国立公園管理官

- ・ 「国立公園利用企画官又は国立公園管理官」への応募は電子メールのみで受け付けます。
- ・ タイトルを「任期付職員（国立公園）応募【氏名】」としてください。【氏名】の箇所にはご自分の氏名を記入してください。異なる件名でお送りいただいても受け付けられませんのでご注意ください。
- ・ 応募書類のファイル名には全て【氏名（ご自身の氏名）】を記載してください。
- ・ メール本文には、以下の項目のみ記載してください。
 - 氏名（よみがな）
 - 電話番号

14. 備考

- (1) 給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- (2) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- (3) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- (4) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- (5) 応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。